

## 群馬県立女子大学学長選考等に関する施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、群馬県立女子大学学長選考等に関する規程（以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、学長の選考手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(学長選考の公示)

第2条 学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、学長の選考を開始するときは、学長選考の実施について公示しなければならない。

(学長候補者の推薦の手続き)

第3条 規程第4条第1項各号に基づき、学長候補者の推薦を行う者は、次の各号に定める書類を、公示の際に示す期日内に提出しなければならない。

(1) 推薦書（推薦理由含む）（別記第1号様式又は別記第2号様式及び別記第2号様式の2）

(2) 応諾書（別記第3号様式）

(3) 所信表明書（別記第4号様式）

(4) 履歴書（教育研究業績書含む）（別記第5号様式）

2 前項で提出された書類は、推薦者名簿（別記第2号様式の2）を除き、公表するものとする。

3 選考会議は、第1項における推薦の状況について、公表するものとする。

4 規程第4条第1項第3号に規定する常勤教員は、公示日において本学の教員となって、6月未滿の者を除くものとする。

(個人情報保護)

第4条 この細則に基づき提出された書類の公表に当たっては、個人情報の保護に配慮するものとする。

(学長候補者との面接)

第5条 選考会議は、書類審査によるほか学長候補者と面接を行うものとする。

(選考方法)

第6条 規程第5条による選考は、選挙又は信任投票（以下「選挙等」という。）とする。

(選挙等の方法及び成立)

第7条 選挙等は、規程第4条により推薦された候補者の中から、議長を含む学長選考会議委員による単記無記名投票により行う。

2 選挙等は、委員 6 人の 3 分の 2 以上の投票をもって成立する。

(当選)

第 8 条 選挙は投票の過半数の得票者をもって当選者とする。

2 前項に規定する得票者がいない場合は、上位得票者 2 名（下位の同点者はこれに加える）について再投票を行い、投票の過半数の得票者をもって当選者とする。

3 信任投票の場合は、投票の過半数の信任をもって当選者とする。

(再選考)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、再度第 2 条から第 6 条の手続きを行うものとする。

(1) 第 7 条第 2 項に定める投票数に達しなかったとき。

(2) 前条第 2 項による再投票の結果、過半数の得票者がいなかったとき。

(3) 前条第 3 項による信任投票の結果、候補者が信任されなかったとき。

(選考結果の公表)

第 10 条 選考会議は、学長の選考結果について、直ちに公表するものとする。

(細則の改正)

第 11 条 この細則を改正するときは、選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、学長の選考手続に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附則

この細則は、平成 30 年 7 月 9 日から施行する。

附則

この細則は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。